

# 総 括 調 査 票 （行政経費等に係る府省横断的な調査）

事案名	(6) 燃料の調達状況			調査対象 予算額	【参考】平成 25 年度（調査対象実績額）：19,090 百万円		
所管	各府省	組織	—	会計	一般会計	調査区分	財務局調査
					各特別会計	取りまとめ財務局	近畿財務局

## ①調査事案の概要

各府省庁は、自動車、船舶等や庁舎設備用にガソリン、軽油、A重油、灯油等の燃料を調達している。

ガソリンなどの燃料は、年間を通じて給油し、あらかじめ数量を確定できないことから、多くの部局では単価契約を行っている。(単価について契約を締結し、支払金額はその使用実績に応じて算定)

なお、契約単価を入札するにあたり、数量は単価を決定する重要な要素であることから、年度内に調達を予定する数量（以下、「**予定数量**」という。）は目安として提示している。

また、燃料は、価格変動が著しいことから、通常は契約書に何らかの変更条項を設けている。

## ②調査の視点

1. 燃料の調達について、共同調達による調達コスト削減の取組みはどの程度行われているか。
2. 価格変動に対して、契約上どのような取り決めが行われているか。

### 【調査対象】

・本府省庁 34 先及び地方支分部局 324 先で調達された燃料[ガソリン(レギュラー、ハイオク)、軽油、A重油、灯油]

## ③調査結果及びその分析

### 1. 共同調達の実施

#### (1) 調達の現状

平成 25 年度の契約について、契約時に設定した**予定数量別の契約時の単価と各都道府県別の基準単価※との乖離状況**をみると、**予定数量が大きいほど、基準単価よりも安価な単価で契約することができていた。**【表 1】

【表 1】 予定数量別の契約単価と基準単価の乖離状況

	全体	予定数量別(ℓ)					
		1~1,000	1,000~2,000	2,000~5,000	5,000~20,000	20,000~50,000	50,000以上
平均単価差額(円) (契約単価-基準単価)	▲1.9	0.1	▲0.4	▲1.3	▲2.7	▲4.1	▲16.7
契約件数	2,178	641	439	460	414	111	113

※ 基準単価  
石油製品価格調査（エネ研・石油情報センター）  
（ガソリン、灯油、軽油のうち車両分）  
建設物価（建設物価調査会）（軽油のうち船舶分）  
※ 単価差額＝契約単価（平成 25 年 4 月）－各都道府県別基準単価  
※ 対象契約は平成 25 年 4 月に調達実績のあるものに限定

平成 25 年度の契約のうち、同一市町村内に複数の官署がある場合で、同じ油種等同一条件で燃料を調達している契約件数が 1,725 件あるが、このうち官署間で契約を共同で実施しているのはわずか 11.9%(206 件)にとどまり、**88.1%(1,519 件)の契約が単独官署単位での契約となっていた。**

当該契約について、同一市町村内における共同契約と単独官署での契約との 1 契約あたりの契約単価の乖離をみると、ガソリンで 2.7 円/ℓ、軽油で 3.2 円/ℓ、灯油で 3.6 円/ℓ、A重油で 3.5 円/ℓ、共同契約の方が安い単価で調達することができていた。(※)

同一市町村内に共同契約による調達実績がある契約については、同一市町村内の最も安い**共同契約の単価**で調達できたと仮定し試算すると、年間支出額は 22 百万円削減できる結果となった。

また、共同調達を実施していない市町村については、共同契約を実施したと仮定（1 契約あたり(※)分安く調達できたと仮定）し、試算したところ、年間支出額は 23 百万円削減できる結果となった。

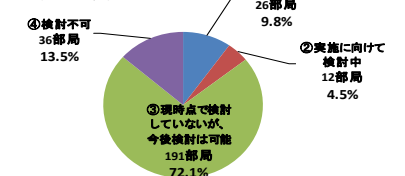
#### (2) 調査対象先の共同調達実現に向けた認識

ガソリン・軽油・灯油の契約で、単独官署単位での契約を実施している 265 部局のうち、38 部局においては既に共同調達を実施又は検討中であり、191 部局(72.1%)においても、同一市町村内に同一油種の他官署契約がある場合、今後共同調達に向けた検討が可能と回答している。【図 1】

広範囲での共同調達が可能な手法である法人カードによる調達を実施している部局が 115 部局あり、これらの部局に法人カード利用時の効果について確認したところ、「調達予定数量の増加」や「地域間価格差の解消による契約単価の縮減」といった効果があると回答があった。

※法人カード…契約先と取り決めた契約価格で、全国の系列店舗において給油可能となるカード

【図 1】単独官署契約実施部局の共同調達の検討状況



# 総括調査票 (行政経費等に係る府省横断的な調査)

事案名 (6) 燃料の調達状況

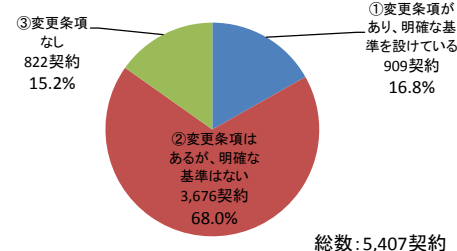
## ③調査結果及びその分析

## ④今後の改善点・検討の方向性

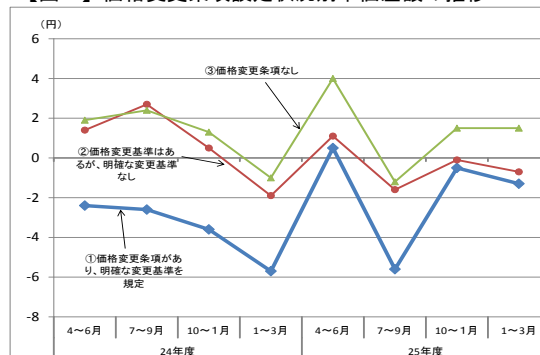
### 2. 価格変動に対する取組み

平成 25 年度契約における価格変動に対する取組みについて調査したところ、84.8% (4,585 件) の契約で価格変更に係る条項が設定されていた。そのうち 16.8% (909 件) の契約の価格変更条項では、価格変更の根拠となる判断指標が石油製品価格調査など具体的かつ客観的な指標となっていたものの、68.0% (3,676 件) もの契約で、価格変更の根拠となる判断指標が、経済情勢の変動など具体性を欠く曖昧なものにとどまっていた。また、15.2% (822 件) の契約で価格変更条項がなかった。【図 2】

【図 2】 価格変更条項別割合



【図 3】 価格変更条項設定状況別単価差額の推移



※ 単価差額＝契約単価－各都道府県別基準単価

※ ③変更条項なしは短期契約（3か月以内）を除いた

価格変更条項の設定状況別に、ガソリン・軽油（車両分）にかかる平成 24 年度・平成 25 年度の各四半期毎の契約単価と基準単価の乖離状況をみると、価格変更条項があり、明確な変更基準を定めた契約の方が、その他の契約と比較して、安い単価で調達することができていた。【図 3】

また、その他の契約について、価格変更条項があり明確な変更基準を定めた契約と同様の単価で契約できたと仮定し試算してみると、平成 24 年度で 35 百万円、平成 25 年度で 11 百万円の年間支出額を削減できる結果となった。

### 3. その他

平成 25 年度の車両にかかる燃料調達のうち、一部で単価契約等によらない調達を実施している部局が 61 あり、単価契約による調達と比較すると平均 3.1 円/l 高い単価で調達しているなど、予算執行上非効率な事例が認められた。

1. 予定数量が大きいほど、スケールメリットにより安い単価で契約できている部局においても、大半は共同調達の検討は可能と回答していることから、可能な限り共同調達の導入を図るべき。

2. 燃料調達の契約にあたっては、その特性を踏まえ、客観的な変更基準を定めた価格変更条項を設定するなどにより、適正な価格での調達に努めるべき。

3. 単価契約外の調達については、やむを得ない場合に限定して行い、効率的な予算執行に努めるべき。